

沼津市立第五中学校いじめ防止基本方針

互いに関わり合いながら高め合う人間関係のなかで、安全で安心して学べる教育環境をつくる。
そのために、次の3つの取組を実践する。

I (いじめ未然防止のための日常の取組) II (早期発見のための取組) III (早期対応の取組)

<学校いじめ対策組織> 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、
特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭

<相談窓口> 第五中学校 921-1555
校長 教頭 生徒指導主事

I 【いじめ未然防止のための日常の取組】

- 1 生徒自身がいじめについて考え、話し合う場の設定
 - ・学校生活（行事・授業）を通した考える場の設定。
- 2 明るい挨拶、美しい言葉遣いの習慣化
 - ・他への思いやりの心、共に過ごす喜び。
 - ・元気でさわやかな挨拶を目指した指導。
 - ・時間、言葉遣い、整理整頓の指導。
- 3 いじめが起こりにくい集団づくり
 - ・認め合い、励まし合う望ましい集団づくり。
 - ・リーダーの育成と感動ある学校行事の開催。
- 4 心の教育の充実化
 - ・礼儀と節度を育む道徳教育の充実。
 - ・ネットモラルに関する指導。

II 【早期発見するための取組】

○共感的な人間関係の醸成

- ・生徒の個性を尊重し、相手の立場に立った人間味ある温かい指導を行う。
- ・日頃から生徒一人一人とのふれ合いを大切に

○校内連携体制の充実

- ・学級（教科）担任や養護教諭は、小さなサインを見逃さないように、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
- ・SC や児童生徒支援員と連携し、生徒のSOSをつかみ、チームで支援していく。
- ・生徒指導連絡会を行う。

○アンケート調査等の実施や保護者との連携

- ・年間を通して、いじめに関するアンケートや、教育相談等を実施し、実態を指導に生かす。
- ・保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見抜き、早期対応につなげる。
- ・学校運営協議会にて地域と生徒の様子を共有。

III 【早期対応の取組】

○管理職への報告、初動対応の決定

- ・いじめを察知したら、学年主任・生徒指導主事への報告・協議をする。
- ・校長、教頭へ迅速に報告し、初動対応の方法を決定する。
- ・情報の提供者に配慮する。

○関係生徒からの事実の確認

- ・複数の教員で対応し、個別に話を聞く。
- ・共感的に聞き、事実を確実に確かむ。

○いじめ対策委員会において対応方針の決定

- ・いじめた生徒、いじめられた生徒に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- ・役割分担を明確にし、決定した対応方針を教員間で共通理解する。

【重大事態への対応】

<重大事態とは>

- 生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

<発生時の対応>

- 速やかに教育委員会に報告をする。
- いじめ対策委員会を中心に事実関係を調査し、関係機関と連携して適切な対応を行う。
- いじめを受けた生徒の保護者に対し、情報を適切に提供する。

【関係機関との連携】

- 市教育委員会、警察、児童相談所、こども家庭センター等の連携協力を図る。

継続指導・指導の見直し **いじめの解消** 安全・安心な学校